



第5号様式(第11条関係)

見解書

令和 7年 9月 2日

京都府知事 西脇 隆俊 様

林地開発行為予定者

住所 京都市左京区田中大堰町182

氏名 株式会社 リベルテ京都

代表取締役 宮井 文雄

京都府林地開発行為の手続に関する条例第8条第1項の規定による見解は、下記のとおりです。

記

意見書の写しに記載された意見の概要	左記の意見に対する見解
別紙参照	別紙参照

備考 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は個人情報の保護に関する法律第2条第2項に規定する個人識別符号が含まれるものについては公表しませんが、その他の部分については本見解書を複写の上、原文のまま公表します。

意見書の写しに記載された意見の概要		左記の意見に対する見解
<p>意見書 1 本件林地開発行為に対して以下のとおり意見をのべます。</p> <p>1はじめに</p>	<p>風光明媚な「山村」である陀羅谷地区の森林を伐採し、土を掘つて産業廃棄物最終処分場を建設することで操業終了後も含めてその景観は一変します。そのような事業計画に接し、県（府）境を挟んで隣接する□の住民としてもいへん残念な思いです。</p> <p>陀羅谷地区で事業を行う場合、大津側からは途中に私道があり、宇治側からは笠置の皆さんが生活道路として使用されています。また、最終処分場の至くなれた箇所がある道路を通ることになります。千丈川が際を流れていると近距離に陀羅谷住民の皆さんの家屋があり、千丈川が建設する場所として本当に適しているのか事業計画にはぜひ参考をお願いします。</p> <p>平成24年11月17日の□臨時総会で株式会社陀羅谷の産業廃棄物最終処分場事業計画に対して反対決議を行つて以来、□は陀羅谷地区産廃建設断固反対の姿勢を堅持してきました。この度の事業計画に対しても千丈川源流付近の大規模な森林開発と産廃事業による千丈川の水質汚染や増水による洪水の危険性という観点から□ははじめ□、□は、引き続き断固反対を表明します。</p>	<p>平成13年から平成17年まで当該開発区域隣接地で紺清商事㈱が約5万㌶の安定型最終処分場の建設が行なわれました。当時、紺清商事㈱の責任者として㈱陀羅谷元代表取締役が大津市側搬入ルートで運営を行ひ完成させました。</p> <p>当該開発区域は㈱ヤマゼンが平成10年頃から管理型最終処分場の計画を進めている権利及び調査資料等を㈱陀羅谷が平成16年に買受け紺清商事(株)事業の第二期工事として、安定型最終処分場の計画を進めるため陀羅谷地区地権者との交渉と環境調査や土質調査（ボーリング調査等）を実施し京都市に事前協議を開始しました。</p> <p>平成17年以降、用地取得に費用をかける時、本件私道を通行するため□からの申し出があつた内容を含めた覚書を作成した。□から「通行を認めないわけにはいかないだろう」と言わわれて用地買収と、陀羅谷既存集落の上水道整備や、浄化槽整備の費用を投じました。</p> <p>また、平成25年説明会の開催を申し込んだが当時の□から「陀羅谷地区の住民の意見がまとまらないのに説明会を開催されることは困る」と言われ残りの用地買収の交渉を進めました。</p>

2

千丈川の水質汚染の危険性について

2

□の真ん中を流れる千丈川は、□および周辺地域の住民にとつ紺清商事㈱の事例でも明白なように、最終処分場の存在は水質

て自然豊かな癒しの川です。流域では夏には螢が舞い、多くの人の目を楽しませています。私たち住民も総出で草刈りや流域の清掃を行なうなど千文川の愛護に努めています。そのような千文川に産業廃棄物最終処理施設や操業終了後の埋め立て地から有害物質が流入し、汚染される事態になれば、みんなで守ってきた自然環境が破壊されます。発行者が提示する措置が適正に実施によって汚染が防げる保証もなく、また、この措置が適正に実施されると保証もありません。

古くから□では千文川等の水を利用しても良質の米作りが行なれてきました。また、隣接する大津市□でも千文川の水を引いて農業を行っておられます。もし、千文川の水が汚染されれば□や周辺の地域の農業に甚大な被害が及びます。

かつて陀羅谷地区で行われた事業跡地等から流出水の心配から□が大津市に水質検査を要望し、長期間にわたって毎年実施していただいている。千文川の源である陀羅谷地区で産業廃棄物最終処分場が建設され、操業した場合、その建設工事段階から操業期間、そして操業終了後も永年にわたりて□の住民は、千文川の水質汚染のリスクを抱え続けることになります。次世代や次々世代の住民にそのようなリスクを残すことはできません。

3 千文川の増水による洪水の危険性について

千文川は、流域住民の暮らしを支え、安らぎと潤いを提供してくれる貴重な河川ですが異常気象等で一瞬にして暴雨に変貌します。和28年の水害では道路や田畠が流失するなど大きな被害をもたらしました。大津市石山外畑町、石山内畑町、南郷町に大きな被害をもたらした平成24年の大津市南部の集中豪雨の際には千文川も激しく増水し、場所によっては氾濫寸前になりました。その翌年、平成25年には集中豪雨による増水によって、千文川下流の護岸の一部が崩壊し、洪水の危険にさらされ、付近の一部の住民が□公民館に避難しました。気候変動によって、生命を脅かすような大量の雨が短時間に降る状況が年々増加しています。雨が降る度にすぐに増水し、大雨が長引い

悪化にはつながらず、勿論、螢にも顕著な悪影響はありません。繊細な螢にも影響が出ない程度に水質が保たれたのは、紺清商事の事例が幸運に恵まれたからではなく、放流水質悪化の防止が考慮されており、その基準に基づいて自治体が適切に指導・監督する適法な処分場の場合は、放流水質悪化が防止されるからです。

更に、本計画では、放流水質に特段の配慮を求める京都市当局の指導により、安定型産業廃棄物最終処分場の設置基準にはなく、紺清商事側の最終処分地にも無かった、十分な容量の貯留施設や遮水シート等を計画し、放流水質の維持に万全を期しております。

放流水質を維持するよう定められた国の基準に準拠し、更に、上乗せした対策まで計画しているのですから御指摘のような水質悪化の可能性を危惧する必要はないと考えております。

また、これまで生活環境調査を以下の通り実施です。

- ・平成18年生活環境調査実施計画書を作成し、調査開始
- ・平成24年生活環境補足調査
- ・平成27年生活環境追加調査

3 千文川の増水による洪水の危険性について

山林を一時的に伐採し、最終処分地としての営業を行っても、土砂災害や泥水流しの危険性が増大しないよう埋め立て完了部分から随時植栽を実施し原状回復を図るとともに、最終処分地の下流部には、関連法令で定められた厳格な許可基準に基づく十分な強度を持つた重力式コンクリート擁壁(貯留構造物)や調整池を設置する計画としています。

なお、平成25年9月16日の災害の話題が出てきましたので言及しますが、災害時に直ちに重機と作業員を手配して土砂崩れ発生地に駆けつけ、千文川に泥水が流出するのを防いだのは懸蛇羅谷であり、懸蛇羅谷を承継したベルテ京都こそ、最も千文川の防

	<p>たりすれば、濁流のような流れになる千丈川の様子を見ている□の住民としては、その源流付近の大規模な森林開発への不安はたいへん大きいものがあります。また、操業終了後の埋め立て地の地形は現状とは大きく変わり、千丈川の水量への影響はどうなのが大いに懸念されます。</p> <p>千丈川の増水による洪水のリスクについても、森林開発段階から操業期間、操業終了後も永年にわたって□の住民が抱え続けることになります。どうか、どうか、自然が溢れ、千丈川を守ってくれている陀羅谷地区の森林の開発はやめてください。</p> <p>4 その他</p> <p>災や環境保持に真剣な実行者であると自負しております。 また、操業完了後ににおいて、閉鎖から廃止期間に係る維持管理費用（案）（産業廃棄物の最終処分場維持管理基準）を作成し維持管理を行います。</p> <p>搬入者には計画上のルートで搬入を徹底し事業を実施したいと考えております。</p> <p>4 その他</p> <p>大津から陀羅谷地区へ向かう途中にある千町生産森林組合保有の私道（森林管理用道路）は、近隣住民の生活に必要な範囲での通行とハイキング等の余暇活動での通行のみを認め、営利事業目的での通行は認めていません。計画ではこの私道を廃しないことなどなっていますが、計画上のルートは道幅も狭く蛇行しており、全車が計画通りのルートを使用するか不明であり、この私道を使用されるおそれも払拭できず、この点からも計画に反対します。</p>
--	--

意見書	意見書の写しに記載された意見の概要	左記の意見に対する見解
意見書 2 本件林地開発行為に関する立場から、地域住民の総意のもと以下のことより意見を述べる。	1 生活環境が破壊される危険性 東西笠取地域並びに京都市醍醐一ノ切地域（通称陀羅谷地区）は、由緒ある風光明媚な山村地域であり、豊かな自然資源に恵まれた所でもある。この通称陀羅谷地区内において、産業廃棄物最終処分場の開設にかかる林地開発行為の計画が出されたことについて、我々は断固として反対するものである。	1 生活環境が破壊される危険性 住民の方が危険を感じないような時速30km（原動機付自転車の法定速度）での走行と搬入車（2トン車使用）に対向車がある場合さらなる徐行を行い地元の方々の優先を、搬入を担う業者に条件として課す計画です。排気ガスや騒音等受けける対象者から1カ月に1回程度意見交換を行う場を設置し対応について検討を行い改善に努めます。 急勾配区間や急曲線箇所については時速20km以下とします。さらに、用地確保が可能な場所は、拡幅等改良と協議を行います。新設の離合場所の維持管理は道路管理者にお願いしますが、維持管理してもらえない箇所については、弊社で行います。
	2 教育環境等に対する危険性の増大 市道竈ヶ谷森線の道路沿線には、地元の□小学校や高齢者介護施設、民間保育園、野外活動施設がある。しかし、児童の校外学習や各団体関係施設の入所者が散歩や野外活動	2 教育環境等に対する危険性の増大 ケアホームや特別養護老人ホーム等に関しては、車両でのアクセスが主体となるが、それらの車両が脅威を感じないように通行するよう、搬入業者に対して条件として課す考え方

としてこの市道を利用されることが多く、現在歩道もないためこれまで以上の危険が想定される。

また、□小学校の□に□野外活動センター「□」があり、年間を通じて市内外から子どもたちが野外活動のために来所している。以前に比べ道路事情は改善されではいるが、まだ見通しの悪い箇所もあり、大型バス等の運行も増えてきているため交通事故などの発生が懸念される。

3 最後に
以上のとおり、本件林地開拓行為を行うことについては断固反対であり、絶対認められないよう切に願うものであります。

以上

です。

また、徒歩の方々(ケアホームや特別養護老人ホームに徒步で来られる方等)の優先を徹底するよう搬入業者に指導し、歩行者が集中する時間帯においては交通整理員を配置します。
通学時間(7時~8時30分、16時~18時)は徐行するとともに交通整理員を配置し、搬入業者に安全の徹底を図ります。

3 最後に
以上のとおり、安全対策も含めて地区の意見を取り入れて反映させたいと考えています。

以上